

令和三年厚生労働省令第百五十号

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令

確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二十八号)第十一号第二号及び第三十六号第五号並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一号第二号の規定に基づき、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二十八号)第十一号第二号に規定する他制度掛金相当額(第三条から第七号まで、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び附則第二条第一項において「他制度掛金相当額」という。)及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。)第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。)第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一号第二号に規定する他制度掛金相当額(第八条、第九条、第十一条第二項、第十二条第二項及び附則第二条第二項において「他制度掛金相当額」という。)並びに確定拠出年金法施行令第三十六号第五号に規定する共済掛金相当額(以下「共済掛金相当額」という。)の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 廃止前厚生年金基金令 整備政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)をいう。
- 二 廃止前厚生年金基金規則 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十七号。以下「整備省令」という。)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)をいう。
- 三 確定給付企業年金 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。
- 四 リスク分担型企業年金 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第一条第三号に規定するリスク分担型企業年金をいう。
- 五 存続厚生年金基金 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。
- 六 加入者 第七条を除き、確定給付企業年金の加入者(確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎となしな者を除く。)をいう。
- 七 加入員 存続厚生年金基金の加入員をいう。
- 八 財政計算 確定給付企業年金法施行規則第二十四条の三第一号イ(一)に規定する財政計算をいう。
- 九 財政再計算 経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条第二項の規定に基づく掛金の額の再計算又は整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条の三に規定する掛金の額の計算をいう。

(確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法)

第三条 加入者(リスク分担型企業年金の加入者を除く。以下この項において同じ。)に係る他

制度掛金相当額は、次の各号に掲げる標準掛金額(確定給付企業年金法施行規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額をいう。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)の計算に用いた財政方式(確定給付企業年金法第五十七条の規定に基づき、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように掛金の額を計算する方式をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 加入年齢方式(特定の年齢で確定給付企業年金に加入する者であつて標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者(以下この号において「標準的な加入者」という。)に係る将来の給付に要する費用(確定給付企業年金法施行規則第四十五条第二項に規定する給付に要する費用をいう。以下同じ。)に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。次イに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額とする。

イ 標準的な加入者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ 一円に標準的な加入者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

二 開放基金方式(加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。次イに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額とする。

イ 加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ 一円に加入者及び加入者となる者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

三 閉鎖型総合保険料方式(確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金の額を考慮して加入者及び加入者であった者に係る給付に要する費用に充てるための掛金の額を計算する財政方式をいう。次イに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額

イ 加入者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ 一円に加入者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

四 前三号に掲げる財政方式以外の財政方式 前三号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額

2 前項各号に掲げる額の算定に用いる基礎率(確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する基礎率をいう。以下この項において同じ。)は、直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一のものとする。

3 前二項の規定は、リスク分担型企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「加入者(リスク分担型企業年金の加入者を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「リスク分担型企業年金の加入者(以下この項において「加入者」という。)」と、「確定給付企業年金法施行規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額をいう。以下この項及び次項並びに次条」とあるのは「確定給付企業年金法施行規則第四十六条の三第一項の計算されることとなる標準掛金額(同条第二項第一号又は第三号に基づく変更を行った場合は当該変更後の額)をいう。以下この項及び次項」と、同項各号中「将来の給付に要する費用」とあるのは「調整前の将来の給付に要する費用」と読み替えるものとする。

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金等の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法)

第四条 確定給付企業年金法施行規則第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金又は前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額は、同条の規定にかかわらず、直近の財政計算(当該確定給付企業年金がリスク分担型企業年金である場合にあつては、同令第四十六条の三第一項の規定による掛金の額の計算又は同条第二項第一号若しくは第三号の規定によるリスク分担型企業年金掛金額(同令第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額をいう。第十二条第一項第二号において同じ。)の再計算をいう。以下この条において同じ。)の計算基準日(同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下この条及び附則第二条第一項において同じ。)における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額(当該確定給付企業年金がリスク分担型企業年金で

ある場合にあつては、同令第四十六條の三第一項の計算されることとなる標準掛金額（同令第二項第一号又は第三号の規定による変更を行った場合は当該変更後の額）を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を一月当たりの額に換算した額とする。

第五條 確定給付企業年金の加入者負担分の除外）規定により掛金の一部を負担している加入者に係る他制度掛金相当額の算定については、同項の規定により加入者が負担する掛金は零であるものとして前二條の規定を適用する。

第六條 確定給付企業年金法第六十四條第一項の規定による掛金の控除を行う事業主等（同法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）の確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定については、同法第六十四條第一項の規定により控除しなければならぬ額は零であるものとして第三條及び第四條の規定を適用する。

第七條 次の各号に掲げる者に係る他制度掛金相当額は、第三條第一項第三号及び第四條（第三條第一項第三号の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める場合に限る。）の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とする。

一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

二 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）第十六條第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八條第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。）

（存続厚生年金基金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第八條 加入者に係る他制度掛金相当額は、次の各号に掲げる標準掛金額（整備省令第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二條第三項に規定する標準掛金額をいう。以下この条において同じ。）の計算に用いた財政方式（経過

措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條第二項の規定に基づき、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように掛金の額を計算する方式をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 加入年齢方式（特定の年齢で存続厚生年金基金に加入する者であつて標準的な加入員として厚生労働大臣が認める者（以下この号において「標準的な加入員」という。）に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用（整備省令第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二條第三項に規定する年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用をいう。以下同じ。）に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）

二 開放基金方式（加入員及び加入員となる者に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）

三 前二号に掲げる財政方式以外の財政方式

生労働大臣が認める算定方法により算定した額

ロ 一円に標準的な加入員の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

イ 加入員及び加入員となる者に係る将来の年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）

ロ 一円に加入員及び加入員の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

三 前二号に掲げる財政方式以外の財政方式

2 前項各号に掲げる額の算定に用いる基礎率（整備省令第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二條第一項に規定する基礎率をいう。以下この項において同じ。）は、直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一のものとする。

（存続厚生年金基金における掛金の控除を行う場合）

第九條 経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十九條の四第一項の規定による掛金の控除を行う存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定については、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとして前條の規定を適用する。

（共済掛金相当額の算定方法）

第十條 共済掛金相当額は、第三條第一項第三号及び第四條（第三條第一項第三号の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める場合に限る。）の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額とする。

第十一條 他制度掛金相当額を算定する場合において、その算定した額に五百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、これを千円に切り上げるものとする。

2 前項の規定は、他制度掛金相当額及び共済掛金相当額を算定する場合について準用する。

第十二條 次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に定める場合においては、当該者に係る他制度掛金相当額を再度算定するものとする。

一 加入者（リスク分担型企業年金の加入者を除く。）

三 第七條第一号に掲げる者

給付に係る掛金率（同法第二十七條第三項の規定により共済規程（同法第四條第一項に規定する共済規程をいう。）で定める同法第二十七條第三項に規定する割合をいう。）が再計算された場合

四 第七條第二号に掲げる者

3 次の各号に掲げる者については、当該者に係る共済掛金相当額を再度算定するものとする。

二 厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する費用が再計算された場合

（施行期日）

（経過措置）

2 この省令の施行の日前を掛金の算出の基準となる日とする財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定する存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、第八條の規定にかかわらず、直近の財政再計算の結果に基づく標準掛金額（経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十四條第一項に規定する免除保険料額を除く。）を当該財政再計算の掛金の算出の基準となる日における加入員の数で除した額を一月当たりの額に換算した額とする。

三 第七條第一号に掲げる者

ことができる。ただし、経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十九条の四第一項の規定による掛金の控除を行う存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定においては、同項の規定により控除しなければならぬ額は零であるものとする。
